

宮城県塩竈市
指名停止措置一覧

最終更新：R7.3.12

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	令和7年3月12日～令和7年5月11日	2か月	建設業法違反行為 (1か月以上12か月以内)	当該業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置してたとして、令和7年1月31日付で国土交通近畿地方整備局長から同法28条第3項の規定に基づく22日間の営業停止命令を受けたもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第2条に規定する別表措置要件第15項（建設業法違反行為）に該当するため。